

低開発地域等における工業用機械等の特別償却の
償却限度額の計算に関する付表 (措法45、旧措法45)

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

特別償却の付表(十七) 平十三・四・一以後終了事業年度分

特別償却の種類	1	45条1項表()号 旧45条1項表()号	45条1項表()号 旧45条1項表()号	45条1項表()号 旧45条1項表()号
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 工業用機械等の種類等	3	()	()	()
工業用機械等の名称	4			
資産の用途	5			
設置した工場、事業所等の名称	6			
同上の所在地	7			
取得等年月日	8	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	9	平・	平・	平・
購入先	10			
取得価額	11	円	円	円
取得価額の合計額が10億円を 超えることによる修正取得価額	12			
特別償却率	13	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
特別償却限度額 ((11)又は(12)) × (13)	14	円	円	円
償却・準備金方式の区分	15	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	低開発地域等の指定等年月日	16 昭平・	昭平・	昭平・
	低開発地域等の名称	17		
	一の生産等設備を構成する工業 用機械等の取得価額の合計額	18	円	円
	新設又は増設の区分	19	新設・増設	新設・増設
その他参考となる事項	20			

特別償却の付表（十七）の記載の仕方

- 1 この付表（十七）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条《低開発地域等における工業用機械等の特別償却》又は平成13年改正前の措置法（以下「平成13年旧措置法」といいます。）第45条《低開発地域等における工業用機械等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、工業用機械等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「特別償却の種類1」には、措置法第45条第1項の表（以下「表」といいます。）又は平成13年旧措置法第45条第1項の表（以下「旧表」といいます。）の各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、各表の該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、工業用機械等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「工業用機械等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、工業用機械等の種類、構造、細目等を記載します。また、その工業用機械等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「工業用機械等の名称4」には、工業用機械等に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「資産の用途5」には、例えば「工場用」、「車庫用」、「作業場用」、「展示場用」等の用途を記載します。
- 7 「設置した工場、事業所等の名称6」には、工業用機械等を設置した工場、事業所、作業場等の名称を記載します。
- 8 「取得価額11」には、工業用機械等の取得価額を記載します。

ただし、その工業用機械等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 9 「取得価額の合計額が10億円を超えることによる修正取得価額12」には、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が10億円を超える場合に、「一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額18」のうちに占める個々の工業用機械等の「取得価額11」の金額の割合を10億円に乗じて計算した金額を記載します。
- 10 「特別償却率13」の分子には、工業用機械等の取得等の時期、表又は旧表の各号の区分及び資産の種類に応じ、その適用される特別償却率を記載します。
- 11 「償却・準備金方式の区分15」は、その工業用機械等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「低開発地域等の指定等年月日16」には、表又は旧表の各号の区分に応じ、次の年月日を記載します（表の第8号に該当する場合には記載を要しません。）。
 - イ 表の第1号…低開発地域工業開発地区として指定された年月日
 - ロ 表の第2号…農村地域工業等導入地区としてその実施計画が定められた年月日
 - ハ 表の第3号…半島振興対策実施地域の公示の年月日
 - ニ 表又は旧表の第4号…過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域の公示の年月日、過疎地域に類する地区として指定された年月日又は水源地域の公示の年月日
 - ホ 表又は旧表の第5号…離島振興対策実施地域の公示の年月日
 - ヘ 表の第6号…工業等開発地区として指定された年月日
 - ト 表の第7号…自由貿易地域又は特別自由貿易地域として指定された年月日
 - チ 旧表の第6号…産炭地域として指定された年月日
 - リ 旧表の第7号…稼行炭鉱所在地の市町村として指定された年月日
 - ヌ 旧表の第8号…新規閉山所在地の市町村として指定された年月日
 - (2) 「低開発地域等の名称17」には、例えば「名寄市別」、「渡島」、「宮古島」等のように低開発地域等の名称を記載します。
 - (3) 「一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額18」には、工業用機械等で一の事業計画により取得等をしたものの取得価額の合計額を記載します。
 - (4) 「新設又は増設の区分19」は、工業用機械等を新設又は増設したかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
 - (5) 「その他参考となる事項20」には、その資産が工業用機械等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。